



特集 後期高齢者医療制度について
「全国育樹祭」阿蘇市での開催決まる
阿蘇市議会議員選挙結果

祝 成人おめでとう

市の人口
平成19年1月4日現在
人口: 29,885人
男: 14,087人
女: 15,798人
世帯数: 10,777戸

後期高齢者医療制度について

平成20年4月1日から、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は、新たに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

【制度の内容について】

Q. 病院等の自己負担は？

A. 一般の人は1割負担、現役並み所得のある方は3割負担となります。老人保健で医療を受けるときと同じです。

新しい制度は県内すべての市町村が参加する「広域連合」が賦課や医療給付を行い、市町村は保険料の徴収と申請や届出の受付、被保険者証（保険証）の引渡しなどの窓口業務を行います。

Q. 受けられる給付はどうなる？

A. 老人保健で受けているものと同様の給付が受けられます。

Q. 保険料の負担はどうなる？

A. 保険料は熊本県内で統一されます。原則として

Q. 現在加入している保険制度はどうなる？

A. 75歳（一定の障害のある方は65歳）以上の人は、すべての人が現在加入している保険制度から、新しい後期高齢者医療制度の被保険者へ移ることになります。

年額18万円以上の年金を受けている人は、「年金」から差し引かれることになります。それ以外の人は、直接、市に納めることになります。また、今まで保険料を負担していなかった社会保険等の被扶養者の人も保険料を負担することになります。

【保険料について】

後期高齢者の医療にかかる費用から、医療機関で支払う窓口負担を除いた分の約1割を被保険者のみなさんに保険料として納めていただきます。

保険料は被保険者全員で負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。賦課限度額が設けられ、保険料の割合は、均等割額5割、所得割額5割となります。また、所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます。

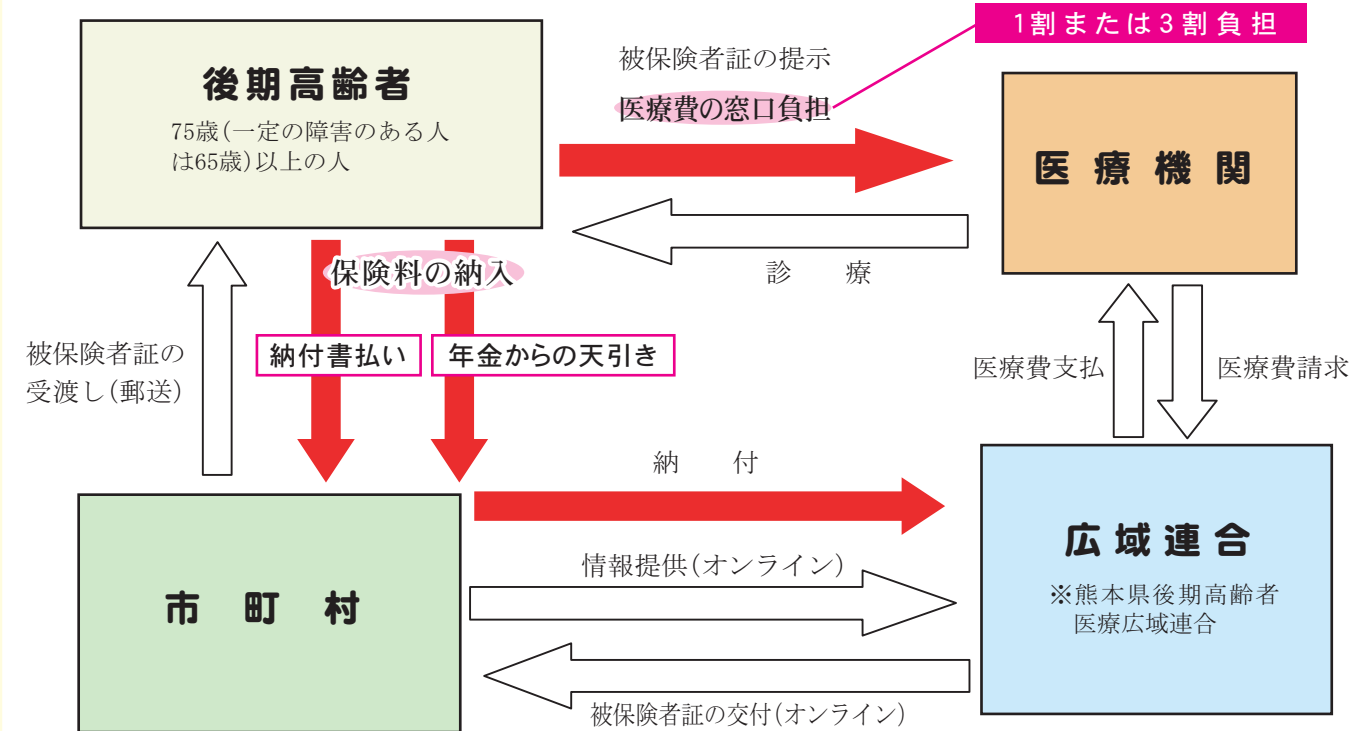


後期高齢者医療制度の運営の仕組み (平成20年度)

<対象者数>県内の後期高齢者 約27万人

<後期高齢者医療費>熊本県の総額 約2,400億円

【後期高齢者医療制度のイメージ】



【保険料の流れ及び内訳】

